

—記者発表資料—

平成30年3月26日

[問い合わせ先]

関東運輸局総務部安全防災・危機管理課

担当：春山・小菅

電話 045-211-7269

FAX 045-681-3328

[配布先]

横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、
都庁記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、
群馬県政記者クラブ、千葉県政記者クラブ、
栃木県政記者クラブ、山梨県政記者クラブ、
茨城県政記者クラブ、物流専門紙、
関東運輸局記者会（ハイタク等専門紙）

平成30年春の全国交通安全運動の実施について

関東運輸局では、平成30年4月6日（金）から同月15日（日）までの10日間、春の全国交通安全運動を実施します。

この運動は、政府の中央交通安全対策会議交通対策本部が決定した「平成30年春の全国交通安全運動推進要綱」に基づき定められた「平成30年春の全国交通安全運動国土交通省実施計画（平成30年2月20日付）」により、自動車交通及び鉄軌道交通、海上交通関係者に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるため実施します。

今回、関東運輸局においては、以下の事項について取り組むこととします。

○交通事故死亡ゼロを目指す日

・平成30年4月10日（火）

○全国重点事項

- （1）子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- （2）自転車の安全利用の推進
- （3）全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- （4）飲酒運転の根絶

○「平成30年春の全国交通安全運動実施要領（関東運輸局）」抜粋
実施項目

（1）自動車輸送関係

- ① 自動車運送事業者の交通安全運動の推進
- ② 事業用自動車等の安全運行の確保
- ③ 車両の安全対策の推進
- ④ 子供、高齢者、障害者等の交通事故防止
- ⑤ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ⑥ 覚せい剤や「危険ドラッグ」等の薬物の使用防止
- ⑦ 事業用自動車の事故等の情報の提供
- ⑧ 広報活動の推進

（2）鉄軌道交通関係

- ① 鉄軌道の安全確保
- ② 広報活動の推進

（3）海上輸送関係

- ① 超高速旅客船利用者に対するシートベルトの正しい着用の徹底

○期間中に運輸支局が行う主な指導等

- （1）街頭検査の実施及び街頭検査時のシートベルト等着用状況調査
- （2）全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の指導

以 上